

事 務 連 絡  
令和6年 5月 8日

介護保険サービス事業者 様

石川県健康福祉部長寿社会課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの  
利用料の取扱いについて（協力依頼）

日頃より本県の高齢者福祉の推進にご支援いただき、また令和6年能登半島地震に係る被災者支援にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービス利用料の還付については、保険者である被災市町においてシステム処理ができないため様々な事務処理に支障が生じ、被災市町においては大変煩雑な事務負担となっております。特に、奥能登2市2町においては対象者数が膨大であるため、対応することが困難と見込まれています。

今回、厚生労働省から令和6年5月8日付けQ&A改正通知（問1のみ改正）が発出されましたので、各事業所等において、保険者からの勧奨を受けた場合は、可能な限り過誤申立及び再請求による調整を行っていただきますようご理解、ご協力をお願いします。

なお、過誤請求の方法については、石川県国民健康保険団体連合会のHPをご確認ください。  
[https://www.ishikawa-kokuho.jp/kaigo/kaigo\\_kyufuhi\\_seikyuu.html](https://www.ishikawa-kokuho.jp/kaigo/kaigo_kyufuhi_seikyuu.html)

（事務担当）

石川県健康福祉部長寿社会課  
地域包括ケア推進グループ

TEL 076-225-1498

FAX 076-225-1418

Mail [kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)